大井九条の会

大井九条の会
事務局連絡先
83-2358　二上

2月7日の定例会では

学習では、デモクラシータイムズ「高市首相の問題発言」（半田滋解説）を学習し、8月行事ではガザをテーマにした朗読劇を進めようと話合いました。

次回定例会3月15日(日)14時～
そうわ会館第2会議室

政治劇を離れて宇宙の旅へ

大国の力による支配が広がっている。ロシアのウクライナ侵攻やアメリカによるベネズエラ攻撃。さらにトランプ政権はグリーンランドの領有に向け、強硬な姿勢をエスカレートさせている。これに応じないことへの措置として、ノルウエーやフィンランド、仏独英など欧州8ヵ国に対し、10％の追加関税を課すと発表していた（後に取り消される）。中南米地域を含む「西半球」は自分たちの“縄張り”だとして、利権を確保する姿勢を強く打ち出しているのだ。

そんな自国ファーストを露骨に進めるトランプ氏が、ノーベル平和賞を逃がしたのは当然だろう。そもそも欲しがること自体恥ずべきことだが……。ノルウエーのストーレ首相にあてたメッセージの中で、「私はもはや平和のみ考える義務はない」とした。ノーベル委員会はノルウエー政府から独立しているから、お門違いというものだ。

さて今回はそんな政治劇を離れ、宇宙の旅に出てみたい。宇宙図鑑を広げながら宮沢賢治の「銀河鉄道の夜」など楽しもう。地球から太陽系を越え、天の川銀河、そしてその先の宇宙の果てまで心の眼で見渡したい。

「銀河鉄道の夜」はジョバンニ少年と親友のカムパネルラが銀河鉄道に乗り、星空を巡る幻想的な旅を通して「本当の幸せ」を探す物語だ。

ようと川に落ちて死んでしまう。牧歌的で穏やかな印象の中に死生観が語られており、大人になって改めて読みたい作品だ。

約40億年後、天の川銀河とアンドロメダ銀河が衝突するという。時速40万kmの早さで近づいているそうだが、そんな先のことよりも、中学時代に自作の天体望遠鏡で見たときの驚きを思い出したい。凸凹した月面や赤くて明るい火星。土星のリング（輪）まで見えた気がした。

ぼんやりと白い銀河帯が授業で出てきたり、大学士や鳥捕り、灯台守など不思議な人物たちと出会うストーリーだ。カムパネルラは友達を助け

太陽に近い方から「水、金、地、火、木、土、天、海」の8惑星だが、火星までが地球型といって地表があるタイプだ。その先は木星、土星をはじめとしたガス惑星になる。表面層は水素のようなガス体だから着地できない。とはいえ核まで一直線ではなく、内部には液体水素や金属水素がある。

太陽系の天体は太陽の重力でひきつけられ、軌道を周回している。軌道はほぼ円形だ。おもしろいのはリングだろう。土星のリングが有名だが、実は天王星と海王星にもリングがあって、天王星の場合回転軸が横倒しになっているのが異色だ。

改めて惑星たちの特徴をまとめておこう。「水星～太陽に一番近い惑星」「金星～雲に覆われた灼熱の惑星」「木星～太陽系最大の惑星」「土星～美しい輪をもつ惑星」「天王星～横倒しで回る氷の惑星」「海王星～太陽系で一番遠い惑星」。

林　正儀

総選挙で与党が2／3を上回る結果となった。比較第一党が圧倒的に有利な小選挙区制度のもと多数の批判票は死票となった。

「解散は首相の『専権事項』などではなく、あくまで・・その決定は、真に主権者たる国民の審判を仰ぐべき時にのみ許されるとするのが憲法の趣旨」（解散に抗議する・・法律6団体の声明）にも拘らず、突然、しかも真冬の選挙の強行で各方面に大きな影響を与えた。

高市首相の演説は「メリハリがあって良い」「元気で希望がもてそう」などの街頭での声もあるが、それは、この閉塞した世の中を少しでも良い方向にという現れではないだろうか。

ところで高市首相の演説で殆ど触れてこなかった憲法の改定や、安保

ますます平和運動が重要に

三文書の改定などを解散後の会見で言っている。さらなる軍事強化と殺傷能力のある武器輸出の解禁（自・維で合意されている）なども国会に提案されるだろう。戦前、多くの市民を弾圧した治安維持法に酷似したスパイ防止法（いままで何度も廃案になった。現在、自・維・国・参・保が政策にあげている）も準備されている。

高市首相は「信任を得て、国論を二分するような大胆な政策、改革にも果敢に挑戦したい」と言っているが、国民は高市首相に白紙委任状を渡したわけではない。

これからは、軍事力増強一辺倒で緊張関係を近隣諸国にふりまく政治に抗して、日本国憲法を中心にすえた平和運動がますます重要になってくるだろう。多くの人と手をつなぎ頑張りたい。

二上洋

日本国憲法　第二章　戦争の放棄

第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第二項　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。